

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年10月18日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）五力田住宅計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

五力田土地区画整理組合

理事長 中山 廣儀

川崎市麻生区五力田三丁目18番5号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

（仮称）五力田住宅計画

(2) 種類

住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市麻生区白鳥四丁目10番2号他

（平成14年9月17日に実施された換地処分をもって、「川崎市麻生区五力田字小台」から上記に変更）

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

共同住宅の新設

(2) 内容

ア 開発区域面積	16,360.01㎡
イ 土地利用計画	
（ア）計画建物	7,648.31㎡
（イ）駐車場	1,301.85㎡
（ウ）車路	1,929.30㎡
（エ）通路・アプローチ	768.50㎡
（オ）緑化地	4,337.69㎡
（カ）駐輪場	348.68㎡

(キ) バイク置き場 25.68㎡

ウ 建築計画

(ア) 構造	RC造
(イ) 階数	地上5階, 地下1階
(ウ) 高さ	14.95m
(エ) 建築面積	7,365.92㎡
(オ) 延床面積	26,379.31㎡

(3) 計画人口 (計画戸数)

872人 (287戸)

5 指定開発行為の施行期間

着工予定: 平成15年1月

完了予定: 平成15年12月

6 条例見解書の写しの縦覧期間, 場所及び時間

(1) 期間

平成14年10月18日 (金) から平成14年11月16日 (土) まで

(2) 場所

麻生区役所及び本庁 (環境局環境評価室)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし, 土曜日, 日曜日等閉庁日は除きます。